

○財務省告示第六十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
令和元年六月二十六日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
令和元年七月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第六  
十八回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に  
る法律（平成二十四年法律第  
一号）第三条第一項並びに特  
会計に関する法律（平成十九  
法律第二十三号）第四十六  
一項

三 振替法の適用  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別加非	第Ⅱ非	参加者	市場特	及及び	争入札発	非入札発	者価格第Ⅰ	特・別加	国債市	入札発	イ	価格競争	入札発競争	法入決定
-------	-------	-------	-------	------	-----	-----	-----	-----	------	------	-------	------	-----	-----	---	------	-------	------

競争入札発行」という。及び  
 格競争入札発行」という。及  
 後に行われる入札であつた  
 務大臣が各国内債市場特別  
 にごとに応募限度額を定め  
 による発行（以下、国債市場  
 別加者・行第Ⅱ非価格競争  
 発行と

各申込みの応募額を割り当てる。各  
 当てる。各  
 各国内債市場特別参加者ごとの  
 各申込みの応募額を割り当てる。各  
 申込みの応募額を割り当てる。各

額、金額で七千四百五十億  
 うち、財政法第四十一条の規  
 定に基づき発行した利付債に  
 ついては、金額で九百六十  
 四億千四百九十萬圓、財政  
 営に必要なる財源の確保に  
 めの公債発行の特例に関する  
 法律第三十一条の規定に基づ



十四

初期  
利子

し、令和元年九月二十日算出した金  

$$\frac{\text{額面金額の総額}}{100} \times \frac{0.4}{365} \times$$

十三

の経過  
払込み

る。定期に払い込むものとする  
 定算した金額を第二号に規  
 り算出した金額を第十号によ  
 り払込金額を加え、次の算式によ  
 募入金決定の通し、受けた者は、  
 年〇・四パーセント

十一  
ロイ

発行  
行日

三額五額  
 銭面金  
 額上額  
 百の百  
 円そ円  
 にれに  
 つぞっ  
 きの  
 百の  
 三  
 円  
 六  
 十

九 八

振替  
単位

五  
万  
円

の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものと  
 す。令和元年六月二十六日

最低  
額面  
金

五  
万  
円

争入  
札

五  
万  
円

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後二期利子

令和元年六月二十六日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行額百円につき百円  
令和二十一年三月二十日  
利子を支払う。  
て、その日以前六月間に属する  
を、支払期とし、各支払期におい  
毎年三月二十日及び九月二十日  
を、支払期とし、各支払期におい

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.4}{2} \times \frac{1}{2}$$

る期日について同じ。  
号及び第十六号において規定す  
の翌営業日に支払う（以下、次  
銀行休業日に当たるときは、そ  
額を支払う。ただし、支払期が